

総理府乙第 四 五号

仰決裁

別紙のよう証明をせられたる(二通)

證明願

米國国籍を喪失した米國生まれ第二世の米國国籍  
回復のための訴訟上に必要があるから別紙法令の証明  
方を御依頼したくない。

昭和二十四年六月二十三日

外務省政務局 齋藤政務課長

内閣総理大臣官房総務課長殿

外務省

裏面白紙

裏面白紙

証 明 書

ここに添付した大日本帝國憲法、兵役法、國籍法、その他の法律の各條項は全部現行又は改正あるいは廃止になつた日本の法律の正確な抜萃であることを証明する。

昭和二十四年六月二十三日

内閣總理大臣官房總務課長印

裏面白紙

証 明 書

ここに添付した兵役法の各條項は現在廃止になつてゐる旧の日本の法律の正確なる拔萃であることを証明する。

昭和二十四年六月二十二日

引揚援護廳復員局長



裏面白紙

大日本帝國憲法

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニヨル

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

參照兵役法、同施行令、國家總動員法四、國民徵用令、忌避罪、兵役法七四以下、陸海刑九七、憲三一、八

明治二十二年二月十一日發布

兵役法

昭和二年四月一日  
法律第 四十七號

改正 昭和 九—法律 四、 昭和一〇—法律 二二

昭和一二—法律 七〇、 昭和一三—法律 一

昭和一四—法律 一、 昭和一六—法律 二

法律 一一 緊急勅令 九二三

昭和一七—法律 一六、 昭和一八—法律 四、 法律 一一〇

昭和二〇—法律 三

第一章 不總 則

第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

(第二項見)

第二章 丁服 役

第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵

トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス

現役兵ハ現役中之ヲ在營セシム

第三章 丁徴 集

第二十三條 ~~本法ハ適用ヲ受クハ前年十二月一日ヨリ其ノ~~

年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ

規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス

第二十四條 ~~戸主~~ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄

一月一日ヨリ十一月三十一日迄ノ間ニ年終ニ至ル者アルトキハ其ノ前年十一月中心ニ

ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中心ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツベシ戸主年齢二十年ト爲ルトキ亦同ジ但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十條 徴兵検査ヲ受クベキ者徴兵検査ヲ受クベキ年ニ之ヲ受ケサルトキハ次年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ

第四十二條 徴兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者ハ勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除クニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徴集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ理由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ

丁第六章 丁罰 則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身体ヲ毀傷シ若クハ疾病ヲ作爲シ其ノ他ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ徴役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スヘキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ

裏面白紙

後レ十日ヲ過ギタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ戰時ニ在リテ五日ヲ過ギタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第七十六條 (第二項見) 正當ノ事由ナク徵兵検査ヲ受ケザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依~~リ~~届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ其罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ昭和二年 ~~十月~~十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

國籍法

明治三十二年三月十六日法律第六十六號

改正 大正 五 (1916) 法律二七

大正二三 法律一九 昭和二十二年法律二三九、一九五

第一條 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス其

出生前ニ死亡シタル父カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ

第三條 父カ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セサル場合ニ於テ母カ日

本人ナルトキハ其子ハ之ヲ日本人トス

第二十條 自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ

國籍ヲ失フ

第二十條ノ二 勅令ヲ以テ指定スル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ

其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本ノ國籍

ヲ留保スルノ意志ヲ表示スルニ非サレハ其出生ノ時ニ遡リテ日本ノ



國籍ヲ失フ

前項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保シタル者又ハ前項ノ規定ニ依ル  
指定前其指定セラレタル外國ニ於テ生マンタルニ因リテ其國ノ國籍  
ヲ取得シタル日本人當該外國ノ國籍ヲ有シ且其國ニ住所ヲ有スルト  
キハ其志望ニ依リ日本ノ國籍ノ離脱ヲ爲スコトヲ得

不前項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脱ヲ爲シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ

第二十四條 滿十七年以上ノ男子ハ第十九條、第二十條及前三條ノ規  
定ニ拘ハラズ既ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ及ハ之ニ服スル義務  
ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス  
現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前八條ノ規定ニ拘ハラズ其官職ヲ失ヒ  
タル後ニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

第二十八條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルノ件

大正十三年十一月十七日勅令第百六十二號

改正 昭和一一一勅令七九

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルノ件ヲ裁可  
スルニ付テハ

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルコト左ノ如シ

- 一 亞米利加合衆國
- 二 亞爾然丁國
- 三 伯刺西爾國
- 四 加奈陀
- 五 智利國
- 六 秘魯國
- 七 墨西哥國

裏面白紙

附則

本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律

明治三十二年三月二十九日法律第九十四號

衆議院會議ヲ協賛シ經タル國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律ヲ裁可シ茲  
コトヲ公布セシム

日本ノ國籍ヲ失ヒタル家族カ日本人ニ非サレハ享有スルコトヲ得サル  
權利ヲ有スル場合ニ於テ一年内ニ之ヲ日本人ニ讓渡ササルトキハ其權  
利ハ國庫ニ歸屬ス